

WTOとGlobal Governance
- 阻害と対立を超えて -

青山学院大学国際政治経済学部教授
山本 吉宣

問題意識

- (1) 「貿易と....」
- (2) NGO、アカウンタビリティ
- (3) legalizationの功罪
- (4) ドーハ・ラウンドの難航

国際レジームとしてのWTO

1) 国際レジーム

- (1) 特定の問題領域
- (2) 原理 自由貿易
- (3) 規範 経済効率、完全雇用 結果(道具的)
- (4) ルール
 - (i) constitutive アクターは誰か？ アクターの目的名何か？
 - (ii) 行動のルール
- (5) 違反に対するルール
 - (i) 紛争処理 (二審制、negative consensus)
 - (ii) 違反行為の是正、相応の報復
 - (iii) legalization
- (6) 集団決定のルール
 - (i) 基本的にはコンセンサス
 - (ii) 一括受諾
 - (iii) 紛争処理システム
 - (iv) 透明性、アカウンタビリティ

GATT/WTOのGlobal Governance化

1) 問題の多様化

- (i) 問題の領域の設定(認識、政治、知識/原理)
- (ii) 規範、原理の変化と葛藤

2) アクターの多様化

- (i) 開発途上国の増大 開発、格差の内包化、アカウンタビリティ
- (ii) 非国家(伝統的(企業、労働組合)、NGO(環境、開発、人権、等))

3) 手段の多様化とlegalization

- (i) ルールのセット(法 法制化、single undertaking)
- (ii) 開発、環境 プログラム装置の必要性、capacity building

グローバル・ガバナンス化の 原因と結果

- 1) 原因 グローバリゼーション
(モノ、カネ、ヒト、情報の国境を越えた移動、
規範(人権等)の共有化)
- 2) グローバル・ガバナンス化の功罪
 - (i) 自由貿易のアウトーリミット
 - (ii) 複雑化

ドーハ・ラウンドの遅滞は、 グローバル・ガバナンス化によるものか？(1)

- 1) 投資等の排除、「開発」中心は、
正しい選択であったか？
- 2) 伝統的な貿易問題、利害対立
- 3) 進捗へのprime mover(s)の欠如
(アメリカのリーダーシップ(e.g., ウルグアイラウンド))
- 4) 相互利益・対称的譲歩の範囲の狭隘化
 - (1) サービス、投資、知的所有権 一方的開放、「一方的利益」
 - (2) GATT/WTO公共財
(自由貿易、排除不可能、消費における競争性なし、相互利益)
利益の希少化(本当？)、個別利益、対立的利益
negotiationsの母体としては低下

ドーハ・ラウンドの遅滞は、 グローバル・ガバナンス化によるものか？ (2)

5) 地域協定、二国間協定(第3の波)

- (1) 個別利益の調整(single undertaking、法制化)
- (2) 貿易外の関心事項、容易に使える政策手段
- (3) 自転車理論
- (4) 中国(地域 > WTO)

6) GATT/WTOの復権？

(政治的エネルギーと関心、経済的利益の合致)

- (1) 地域協定の「行き詰まり」
- (2) 小さな多国間交渉

図1 グローバル・ガバナンスの類型

